

## 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実

### 1 基本的考え方

- 介護福祉士の教育内容については、現行の科目・カリキュラム・シラバスにとらわれず、今日的視点で抜本的に見直す必要がある。
- 介護福祉士の国家資格に求める水準は、介護を必要とする幅広い対象者に共通する基本的な介護を提供できる能力とする。このため、養成における教育内容は基本的な内容とし、資格取得後の現任研修等による継続的な教育を視野に入れた内容とする。
- 養成課程は、現在2年制1,650時間以上を基本としているが、介護ニーズの変化に対応できるよう教育時間、教育内容の充実を図るべきである。
- 教育年限については、介護を必要とする者の多様なニードに対応する観点から、3年制とすべきという意見もあるが、現段階では将来的な課題とし、当面は2年制の中で教育時間を1800時間程度まで増やすことが現実的であると考えられる。
- なお、現状においても、教育内容を充実し3年制の養成課程としている養成施設もあるが、上記の充実後の1800時間は法定の基準であり、より充実した教育への自主的な取組みは評価・推奨されるべきものである。

### 2 教育内容について

- 介護福祉士養成のための教育内容は、介護が実践の技術である性格から、その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「基礎科目」、対人援助や他職種との協働に必要な基本的知識としての「こころとからだのしくみ」、根拠に基づく適切な介護の提供に必要な「介護」の3つの領域による構成とする。

## (1) 基礎科目について

- 基礎科目は、介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するものであり、内容の抜本的見直しとともに時間数を現行（現行120時間）より拡充する。
- 介護現場では、高齢者や障害者等の介護における尊厳の保持や個別ケアが重視されており、また、他職種と協働しながら進めるチームケアにおいても、介護職員のコミュニケーション能力は必須であり、コミュニケーション技術を高める内容も含めるべきである。
- アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のためには、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力が必要である。また、介護現場におけるIT技術の導入を推進するため、情報処理に関する学習も必要である。
- なお、制度に関する科目については、介護保険や障害者自立支援法を中心に、介護実践に必要な知識という観点から「社会保障の制度」として整理・統合する。
- 現行の基礎科目の教育内容については、すべて各養成施設の任意となっているが、養成施設の教育方針や特徴に応じて弾力的運営が図れるよう配慮しつつ、基本となる教育内容を指定する。

## (2) 「こころとからだのしくみ」について

- 介護の基礎として「こころとからだのしくみ」を新たに位置付け、相当数の時間数を充て、介護に必要な観点から、医学、看護、リハビリテーション、心理等の諸分野について必要なカリキュラムを編成する。
- その際、近年の介護現場において、対象者が重度化するとともに重度になっても地域で住み続けたいとの要請もあること、予防からリハビリテーション更には看取りまで介護福祉士に対応が求められる範囲が拡大してきており、このような状況の中で多職種協働によるチームアプローチが重要となってきていること等を踏まえ、教育内容の充実を図る。
- また、従来の介護現場では、食事、入浴、排泄のいわゆる「3大介護」が重視され、ともすれば身体ケアに関心が向けられる傾向があったが、増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野に対応していくためには、心理的・社会的なケアも重視していく必要がある。

### (3)介護技術について

- 介護技術の水準は、高齢者、障害児・者等に共通する基本的なものであり、かつ、施設、地域（在宅）における介護に汎用できる介護技術とする。
- 自立支援の観点から、介護予防からリハビリテーション、看取りまでを一貫して理解できるようにする。
- 衣・食・住生活等の生活支援の領域については、介護に必要な視点から再編成する。
- 制度の改正により小規模な介護拠点は増加により少數の職員で業務にあたることや、居宅への訪問という介護の業務へ対応するため、グループホームやユニットケア、小規模多機能型居宅介護事業等において、単独で介護ができるようとする。
- 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を習得する。
- 他職種との協働や制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できるような内容とする。

### (4)実習について

- 介護福祉士として、適切な介護の実践ができるようにするには、養成課程における実習は極めて重要である。
- 充実した実習を行うためには、養成施設や教員だけの努力では達成することはできず、介護現場の協力が不可欠である。次代の介護を担う人材の育成という観点から実習場所として指定された施設や事業所は、充実した実習が展開できるよう協力することが必要であり、それぞれの関係者が役割や責務について共通の認識や方針を持って取り組むことが重要である。
- 教育内容全体について介護現場における業務に対応した実践的な内容となるように見直すこととするが、実習のあり方については、実習施設の確保をはじめとする様々な問題点が指摘されていることから時間数は現行程度とするものの、実習方法や指導のあり方とともに、関連する教員や実習指導者のあり方、養成校の基準、実習施設の基準等の実習を取り巻く環境についても、教育内容の見直しを踏まえて抜本的に見直すこととする。

### 3 検討の進め方

- カリキュラム・シラバスの検討は、各分野の専門家及び実践者からなる作業チームを設け、本「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」の議論を踏まえ、本年中に一定のとりまとめを行うことを目途に検討を進める。
- 2年課程を基本として検討したうえで、他の養成課程の教育内容については作業チームにて検討することとする。
- なお、国家試験については、養成課程で学ぶべき基礎基本の習得度を確認するものであり、現実の教育内容を新しいシラバスを普及する観点からも新カリキュラム・シラバスを反映した出題基準に改める必要がある。この出題基準の見直しについては、新カリキュラム・シラバスが作成された後に取り組みを進める。

### 4 実施時期

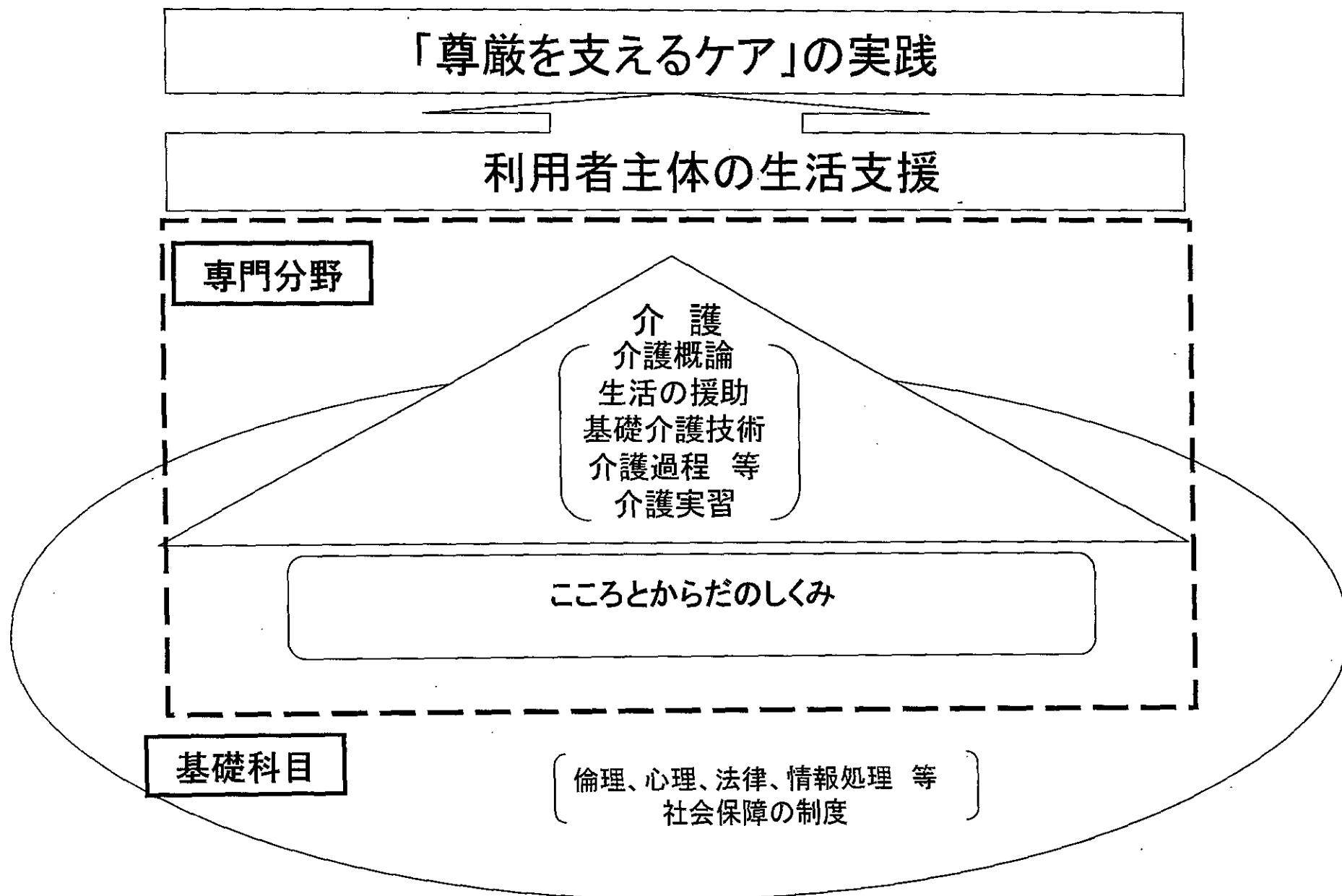
- 新しい教育内容の実施については、養成施設における準備等を考慮して、十分な準備期間を充てることが必要である。

### 5 定期的見直し

- 介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏まえた教育内容の普及とし、養成の質の向上を図ることが重要である。
- また、今回の新カリキュラム・シラバスの実施状況も踏まえつつ将来にわたり定期的に（例えば10年毎）その時点での直近の知見をもとにカリキュラム、シラバスの見直しを行うようなシステムを作る必要もある。

(参考1)

# カリキュラム検討のイメージ(案)



(参考2)

## カリキュラム・シラバス見直しのイメージ

1650時間

1800時間程度

基礎科目	(内容自由)	講義	120
------	--------	----	-----

専門分野 （1530h）	社会福祉概論	講義	60
	老人福祉論	講義	60
	障害者福祉論	講義	30
	リハビリテーション論	講義	30
	社会福祉援助技術	講義	30
	社会福祉援助技術演習	演習	30
	レクリエーション活動援助法	演習	60
	老人・障害者の心理	講義	60
	家政学概論	講義	60
	家政学実習	実習	90
	医学一般	講義	90
	精神保健	講義	30
	介護概論	講義	60
	介護技術	演習	150

